

## 日 課 表

一日の流れを紹介します

| 時 刻                 | 行 事           |
|---------------------|---------------|
| 6:00                | 起 床           |
| 6:30                | ラ ジ オ 体 操     |
| 7:30                | 朝 食           |
| 9:15<br>↓<br>11:45  | 館 内 作 業       |
| 12:00               | 昼 食           |
| 13:30<br>↓<br>16:30 | 館 内 作 業       |
| 17:00               | 夕 食           |
| 18:00               | 入 浴 開 始       |
| 21:00               | 門 限 ・ 入 浴 終 了 |
| 22:00               | 消 灯           |

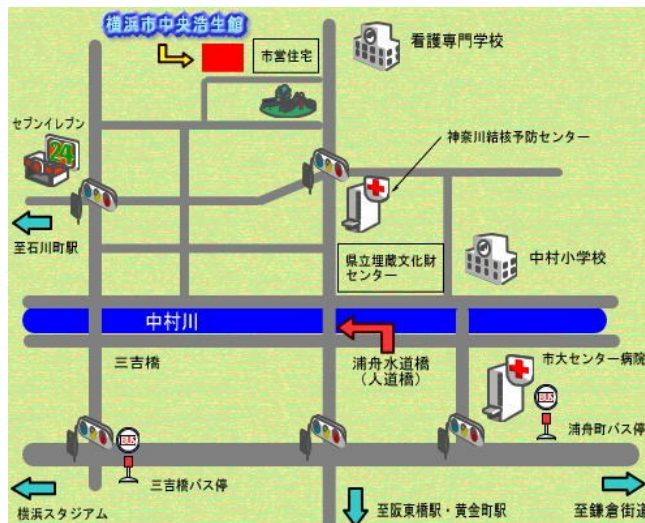
●各階の娛樂室は、消灯から起床時間まで施設します。

●体調等により優先入浴(16:00～17:00)があります。

●土日・祝日について

- ・館内作業はお休みです。
- ・休日の起床時間は7:00、休日前夜の消灯は23:00です。

## 周辺マップ



## 交通案内

- |         |              |        |
|---------|--------------|--------|
| ・市営地下鉄  | 阪東橋駅下車       | 徒歩 12分 |
| ・京浜急行電鉄 | 黄金町駅下車       | 徒歩 17分 |
| ・バ ス    | 三吉橋・浦舟町バス停下車 | 徒歩 6分  |

## 施設のご紹介

入所のご案内



社会福祉法人 横浜市社会事業協会  
更生施設 横浜市中央浩生館

〒232-0033  
横浜市内南区中村町3-211

電話 045-251-5830  
Fax 045-252-1436  
Email kouseikan@ysjk.jp  
Hp <http://www.chuou-kouseikan.com>

更生施設 横浜市中央浩生館

電話: 045(251)5830

## 施設の目的

生活保護法に基づいた更生施設です。心や体の事が原因で、社会での生活に不安を抱えている方達が生活しています。規則正しい生活で健康を回復し、安心して社会復帰して頂くお手伝いをしています。

## 社会復帰へ向けて…

館内作業をしながら、日中の活動場所として仕事や作業所などを探していきます。日中活動の生活が安定してきたら、生活の場としてアパートやグループホームへ向けての支援をしていきます。その方に適した道を一緒に考えていきます。



## 施設での生活 ①

### ●日用品・衣類について

日常生活に必要なものは施設で用意します。  
衣類は年に2回、買いに行きます。



### ●小遣いについて

毎月7,000円が支給されます。障害者手帳等をお持ちの方は等級により加算金が支給されます。その他、館内作業に参加した方は作業工賃が支給されます。支給金額は参加時間により変わりますが、平均8,000円です。  
(平成26年実績)

### ●行事について

親睦やリフレッシュの目的で、各月毎に行事を企画しています。また、スポーツや誕生者のお祝いも毎月行っています。

### ●携帯電話について

原則として、就労やアパート設定等の必要性を考慮して希望により購入して頂きます。

### ●お風呂について

入浴時間にルールがありますが、毎日入浴ができます。



## 施設での生活 ②

### ●給食について

毎月1回、昼食にバイキングを取り入れています。また定期的に利用者さんに参加して頂く給食委員会を行い、皆さんの意見を給食に反映できるよう心掛けています。

### ●館内作業について

生活のリズムを取り戻し社会の一員としての自覚を育成していきます。特別な事情がない限り休むことはできません。

### ●個別支援について

各利用者毎に目標や課題は違います。入所後、その方毎に支援計画を作成し、モチベーションの維持と向上を目指します。

### ●法律相談について

定期的に司法書士の方が法律相談に来館して頂いています。負債等の問題がありましたら、ご相談ください。

### ●居室について

居室は4人部屋です。  
全室エアコンを完備しています。

### ●飲酒・喫煙について

入所中は飲酒はできません。喫煙については、所定の喫煙所をお願いします。

